

フリーランス・事業者間取引適正化等法
(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)
に係る取組について

令和7年2月

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス・事業者間取引適正化等法担当室

フリーランス・事業者間取引適正化等法について

法律の目的等

- ✓ 個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、**フリーランスが安心して働ける環境を整備**するために制定
- ✓ 多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、①**取引の適正化**及び②**就業環境の整備**の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を規定
- ✓ **令和6年11月1日施行**

発注事業者が守るべき義務と禁止行為

① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、 書面等により 、直ちに、次の 取引条件を明示 すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60日以内 のできる限り早い日に 報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う こと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、 1か月以上の業務委託をした場合 、次の7つの 行為をしてはならない こと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない こと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならない こと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託 について、フリーランスが 育児や介護などと業務を両立できるよう 、 フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない こと
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し 、次の 措置を講じる こと ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は 、 ●原則として 30日前までに予告しなければなら ないこと ●予告の日から解除日までに フリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければなら ないこと

これまでの取組と今後の対応

周知・広報の実施

- ✓ 令和5年の本法の成立以降、以下の様々な手法により本法の内容を周知・広報
 - 本法に関するパンフレット、リーフレット、ポスターの作成
 - 公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省による合同説明会の開催、業界団体等（※）主催の説明会への講師派遣 ※一般社団法人日本動画協会、一般社団法人日本アド・コンテンツ制作協会、一般社団法人日本芸能従事者協会、協同組合日本イラストレーション協会、放送コンテンツ適正取引推進協議会、日本著作者団体協議会、一般社団法人日本モデルエージェンシー協会、一般社団法人東北映像製作社協会
 - 発注事業者・フリーランスそれぞれに向けた説明動画の作成・公表、SNSによる積極的な情報発信
 - インターネット広告、交通広告等の掲載
- ✓ 今後も、説明会の開催やインターネット広告等の実施等により、引き続き周知・広報を図っていく。

関係府省庁と連携した取組

- ✓ 本法の施行に当たり関係府省庁が連携して必要な取組を行うため、内閣官房フリーランス・事業者間取引適正化等法担当室長を議長とするフリーランス・事業者間取引適正化等に係る関係府省庁会議を設置
- ✓ 昨年9月には、関係府省庁に対し、本法の施行前に、関係団体（※）と意見交換を行い、所管業界の取引慣行の実態を把握、確認するとともに、公正取引委員会等が示した遵守事項等を踏まえ、本法の趣旨を周知徹底するなど、取引慣行の適正化等の働き掛けを行うことを依頼
 - ※一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人日本映画制作者連盟、協同組合日本映画撮影監督協会、一般社団法人日本映画制作適正化機構、一般社団法人日本動画協会、一般社団法人日本アニメーター・演出協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本舞台芸術スタッフ団体連合会、全国舞台テレビ照明事業協同組合、協同組合日本映画制作者協会、協同組合日本映画テレビ照明協会、協同組合日本映画監督協会、協同組合日本映画・テレビスクリプター協会 等
- ✓ 引き続き、フリーランス・事業者間取引適正化等に係る関係府省庁会議を通じ、所管業界におけるフリーランスとの取引に関する実態把握と、取引慣行の適正化等の働き掛けに係る、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップ

違反行為への迅速かつ適切な対応

- ✓ 昨年11月の本法施行以降、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省が連携して本法を運用
- ✓ 発注事業者（業務委託事業者）による本法違反行為についてフリーランス（特定受託事業者）が申し出ることができる窓口をオンラインや各行政機関に設置するとともに、能動的な違反事件調査も実施
- ✓ 引き続き、本法違反行為に対して迅速かつ適切に対応

參考資料

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

フリーランス・事業者間取引適正化等法は令和6年11月1日に施行されました。

本法に関係する取引を行っている事業者は、違反する行為を行うことがないよう、違反行為の未然防止の観点から、本法の義務、禁止行為等について十分理解することが重要となります。

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、パンフレット、Q & A、リーフレット、解説動画など各種コンテンツを公開しています。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、解説動画、パンフレット、Q & A、リーフレット等はこちらを御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

※ 公正取引委員会のページに移動しますが、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。



【説明資料】

特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)
【令和6年11月1日施行】
説明資料

内閣府新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

【パンフレット】



【Q & A】



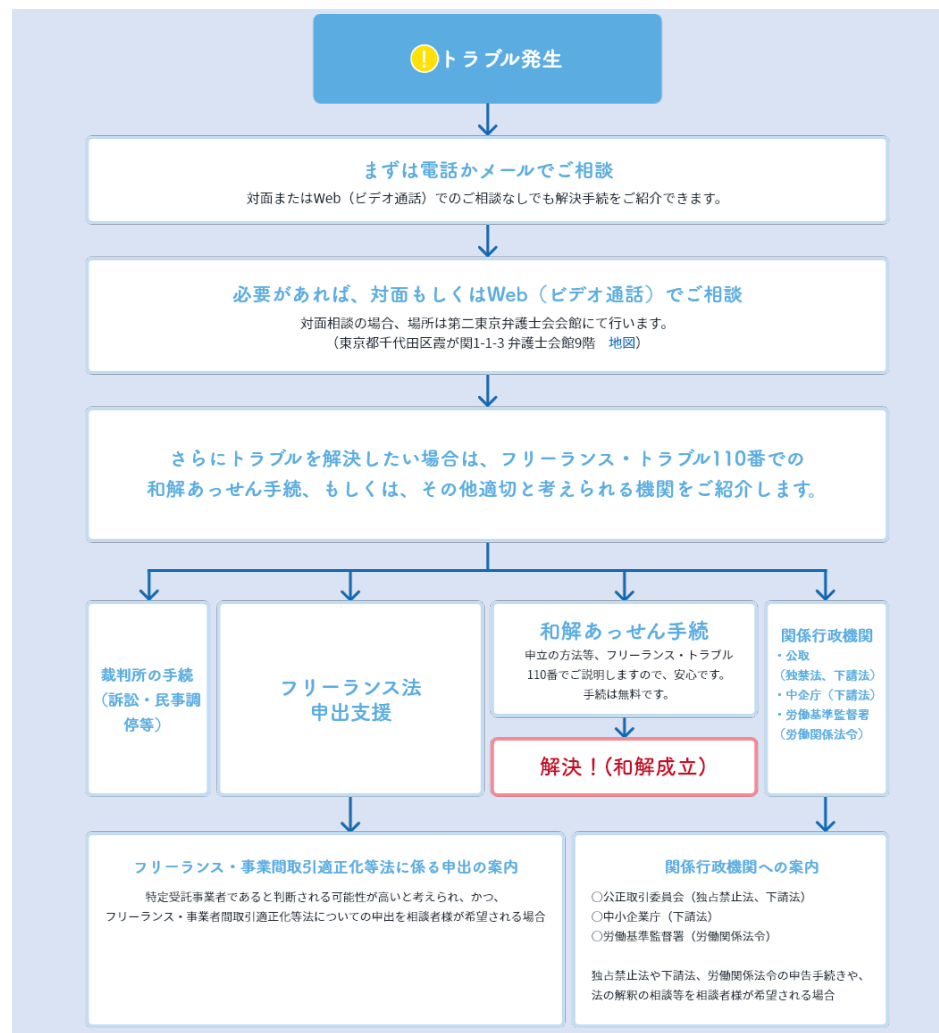
【YouTube動画】



フリーランス・トラブル110番（令和2年11月設置）

○ フリーランスと発注者等との取引上のトラブルなどについては、関係省庁（内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁）が連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置。

ご相談の流れ



フリーランス・トラブル110番HP (<https://freelance110.mhlw.go.jp/>)

フリーランス、個人事業主などで
契約・お仕事上のトラブルに
お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士が**ワンストップ**でサポートします！

相談無料 秘密厳守 匿名相談可
対面・Web相談可 和解あっせん手続費用無料

受付時間
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんな**トラブル**、私たちに**ご相談**ください！

あいまいな契約 報酬が明示されない状態で 作業進行、口頭でのやり取りばかり で契約書がない、修正の繰り返し で作業が完了しない。	報酬の未払い 報酬の未払いや一方的な減額、 報酬期限の引き伸ばし、 納品後のクライアント会社の 倒産、音信不通。	ハラスメント 精神的な攻撃や契約にない 作業の強要、一方的な契約の 解消などのバフハラ行為、 セクハラ行為
---	---	--

企業などの発注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

フリーランス・トラブル110番

運営事業者:第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内
閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)
と連携しています。
相談費:本人の申立書の送付料
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

受付・支払い
業務内容など
集約に集約
するトラブルが
相談対象です。

0120-532-110

通話無料／受付時間 9:30～16:30（土日祝日を除く）

help@freelance110.jp

対面やWeb（ビデオ通話）でのご相談も受け付けています

公式サイトはコチラ

<https://freelance110.mhlw.go.jp>

公式サイトでは基本
的な質問やご相談の
流れなども掲載して
います。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。

フリーランス・事業者間取引適正化等法の被疑事実についての申出窓口（令和6年11月設置）

- 本法律に違反する事実がある場合、特定受託事業者は、本法律の所管省庁（公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）に対しその旨を申し出ることができます。

＜申出受付事前確認表で意向を確認＞

＜まずはじめに＞

Q0 あなたのご意向は次のうちどれに当てはまりますか

①発注事業者とのトラブルを抱えているが、どのような点が法律の観点から問題があるのか、解決のために何ができるのかわからないので、**とりあえず相談**をしたい。

②発注事業者とのトラブルを抱えているが、行政機関に調査に入ってもらうのではなく、**自分で解決するための知識や助言を得ることや、和解あっせんなどの紛争解決の制度を利用したい。**

③フリーランスとして業務委託契約を締結して働いているものの、自分は労働者ではないかと考えており、**労働者として保護を受けたいが、そのためにはどうすればよいか相談**をしたい。

④発注事業者の行為が、**本法の規定に違反している**と考えるので、それを是正するために、**行政機関の調査等を希望**したい。

④の場合に申出が可能（①、②の場合はフリーランス・トラブル110番へ）



＜申出先行政機関＞

【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・取引条件の明示義務（3条）
- ・期日における報酬支払義務（4条）
- ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止（5条）
- ・報復行為の禁止（6条3項）

【厚生労働省】

- ・募集情報の的確表示義務（12条）
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
- ・中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）
- ・報復行為の禁止（17条3項）

＜申出方法＞

1 オンラインによる申出

申出受付フォームへの入力により、オンラインで申出を行うことができます。

2 紙による申出

オンラインによる申出が困難な場合には、申出書を記入し郵送いただくことで申出を行うこともできます。

記入の際は、次の申出書の記入要領・記入例をご参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001331717.pdf>

＜申出窓口＞

公正取引委員会 → <https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

中小企業庁 → https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/moushide_contact.pdf

厚生労働省 → <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

＜申出受付フォーム掲載ページ＞

